

総務教育常任委員会資料

(平成27年6月8日)

[件名]

- 1 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況について
(原子力安全対策課) … 1
- 2 島根原子力発電所1号機の廃止措置について
(原子力安全対策課) … 4
- 3 平成27年度第1回原子力安全顧問会議の開催結果について
(原子力安全対策課) … 8
- 4 平成27年度第1回原子力防災連絡会議の開催結果について
(原子力安全対策課) … 9
- 5 川崎市で発生した簡易宿泊所火災を受けた本県の対応について
(消防防災課) … 10

危機管理局

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況について

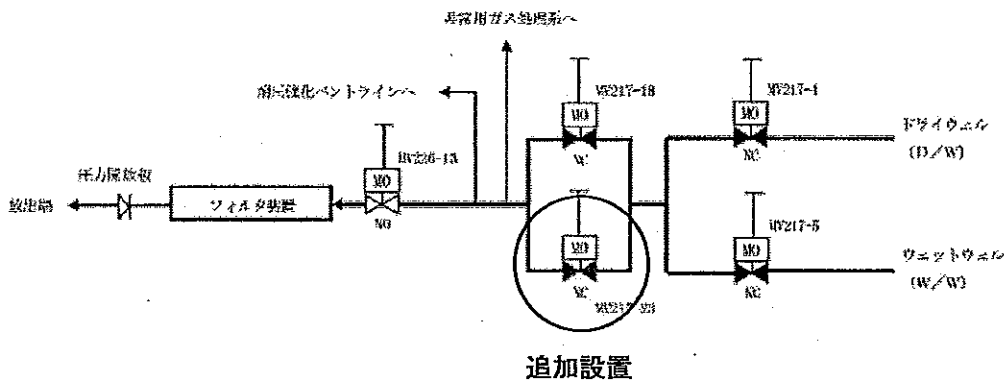
平成27年6月8日
原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機に係る原子力規制委員会での新規制基準適合性審査会合の審査状況等は次のとおりです。

1 前回報告の常任委員会（平成27年5月20日）以降に開催された審査会合の概要

回数(開催日)	議 題	概 要
48回目 (H27. 5. 21)	〔設計基準事故対策〕 内部溢水 (コメント回答)	<p><中国電力の説明> これまでの審査会合において、原子力規制委員会から内部溢水の防護対策の考え方を説明すること等のコメントについて回答が行われた。</p> <p><原子力規制委員会のコメント> 内部溢水が起きた場合に流出する水の量が保守的に評価されていること等について詳細に説明すること等のコメントがあった。</p>
49回目 (H27. 5. 28)	〔重大事故対策〕 フィルタベント (コメント回答)	<p><中国電力の説明> これまでの審査会合において、原子力規制委員会から主ライン上でシングル配置となる弁（第2隔離弁）の信頼性を説明すること等のコメントについて、弁の追加設置による多重化（並列配置）により信頼性を向上すること等の回答が行われた。（下図参照）</p> <p><原子力規制委員会のコメント> 放射性物質の除去性能に関する評価の要点を資料に明確に記載すること等のコメントがあった。</p>
50回目 (H27. 6. 2)	〔設計基準事故対策〕 誤操作防止・安全避難通路等・安全保護回路 (コメント回答)	<p><中国電力の説明> これまでの審査会合において、原子力規制委員会から作業用照明の数量等について再検討すること等のコメントについて回答が行われた。</p> <p><原子力規制委員会のコメント> 安全保護回路において、主蒸気隔離弁閉インターロックの設置による安全解析への影響について詳細に説明すること等のコメントがあった。</p>

<フィルタベントの第2隔離弁の追加設置（49回目審査会合関係）>



2 その他

平成27年5月29日、44～49回目の審査会合の内容に関する中国電力による関係自治体向けの説明会が島根県原子力防災センター（松江市）で開催され、鳥取県を含む関係自治体の職員が出席した（公開。一般傍聴可）。説明会では、宍道断層の西端部（女島地点）で行われている追加のボーリング調査について、データ拡充のため2本追加（合計6本）したことについても説明があった。

（別紙）

- 1 島根原子力発電所2号機の適合性審査の進捗状況
- 2 島根原子力発電所2号機の適合性審査会合一覧

島根原子力発電所2号機の適合性審査の進捗状況

*斜字：審査済

区分	議題	回数	主な審査の状況等
申請概要等 (2回)		2	主要な論点 (24項目) を規制庁が提示。
地震対策 (12回)	震源を特定して策定する地震動	6	データ拡充を求められ、H26.5~10に追加地質調査を実施。宍道断層の評価長さ約22kmに変更がない説明をしたところ、更なるデータ拡充を求められ、現在、両端部で再調査中 (H27.2/20~)。
	震源を特定せず策定する地震動	1	検討対象16地震の内、鳥取県西部地震と留萌支庁南部地震を対象とし、申請当初より大きな620ガルとすることで (審査済)。
	地下構造評価	4	解析モデルは3号機地盤の1次元モデルの採用で (審査済)。
	敷地の地質・地質構造	1	敷地内に破砕帯、活断層はないこと、敷地に分布するシームは少なくとも後期更新世以降活動していないことを説明。
	基準地震動	0	—
	耐震設計方針	0	—
	地盤・斜面の安定性	0	—
津波対策 (0回)	基準津波	0	審査未実施。
	耐津波設計方針	0	審査未実施。
重大事故対策 (19回)	確率論的リスク評価 (PRA)	2	重大事故等対策を実施する前の仮想的なプラント状態において、炉心が損傷し重大事故に至る確率について説明。
	事故シーケンスの選定	1	新規制基準において対策が義務づけられたシビアアクシデント対策の有効性評価を行う事故シーケンスグループの選定について説明。
	有効性評価	9	選定された事故シーケンス毎に、新規制基準により義務づけられたシビアアクシデント対策が有効に機能するかどうかについて説明。
	解析コード	1	有効性評価で用いた解析プログラムについて説明。
	制御室	0	—
	緊急時対策所	1	重大事故等対処要員が滞在し、プラント情報を把握するための設備や発電所内外との通信設備等及びそれらの運用を説明。
	フィルタ付ベント設備	5	申請時から新たにヨウ素フィルタ (銀ゼオライト) を追加。全体設計、フィルタ性能、運用方法等について説明。
設計基準事故対策 (17回)	竜巻	3	設計竜巻による最大風速を引き上げ (69m/s→92m/s)。
	火災	4	発電所建物の内部・外部で起こりうる火災について説明。
	内部溢水	2	地震による配管破断や津波による浸水、消火活動における放水等により、原子炉施設内部で漏水事象が発生した場合においても、安全上重要な設備の機能が損なわれないことについて説明。
	火山	0	—
	保安電源設備	0	—
	静的機器の単一故障等	8	静的機器の単一故障設計、誤操作防止対策、圧力バウンダリ、通信連絡設備、監視測定設備、共用設備について説明。
計		50	

 : 今回の報告対象

島根原子力発電所2号機の適合性審査会合一覧

回数	開催年月日	議 題	
		地震・津波関係	プラント関係
1回目	H26.1.16	申請の概要	
2回目	H26.1.28	申請内容に係る主要な論点	
3回目	H26.2.20	敷地周辺陸域の活断層評価	
4回目	H26.3.19	敷地周辺海域の活断層評価	
5回目	H26.4.9	敷地周辺活断層評価(コメント回答)	
6回目	H26.4.16	地下構造評価	
7回目	H26.5.1	敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答)	
8回目	H26.6.27	震源を特定せず策定する地震動	
9回目	H26.7.22		確率論的リスク評価(内部事象PRA)
10回目	H26.8.5		静的機器の単一故障に係る設計
11回目	H26.8.28		フィルタベント系(設計、仕様)
12回目	H26.9.5	地下構造評価(コメント回答)	
13回目	H26.9.11		フィルタベント系(運用、コメント回答)
14回目	H26.9.30		確率論的リスク評価(地震・津波PRA)
15回目	H26.10.2		事故シーケンスの選定
16回目	H26.10.14		有効性評価(重大事故対策)
17回目	H26.10.16		
18回目	H26.10.23		外部火災(森林火災)
19回目	H26.10.30		内部溢水
20回目	H26.11.6		外部火災(産業施設、航空機墜落)
21回目	H26.11.13		有効性評価(保管場所、アクセスルート)
22回目	H26.11.20		有効性評価(重大事故対策)
23回目	H26.11.21	地下構造評価(コメント回答)	
24回目	H26.12.4		内部火災
25回目	H26.12.9		有効性評価(重大事故対策)
-	H26.12.19		<現地調査>
26回目	H27.1.15		有効性評価(重大事故対策)
27回目	H27.1.16	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)	
28回目	H27.1.27		有効性評価(重大事故対策)
29回目	H27.2.3		竜巻影響評価
-	H27.2.5-6	<現地調査>	
30回目	H27.2.10		緊急時対策所
31回目	H27.2.19		誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路
32回目	H27.2.24		圧力バウンダリ
33回目	H27.2.26		フィルタベント系(主ライン、弁構成)
34回目	H27.3.3		有効性評価(原子炉格納容器限界温度・圧力)
35回目	H27.3.5		静的機器の単一故障(コメント回答)
36回目	H27.3.6	地下構造評価(コメント回答)	
37回目	H27.3.17		有効性評価(燃料プール、運転停止中)
38回目	H27.3.19		外部火災(コメント回答)
39回目	H27.3.24		通信連絡設備
40回目	H27.3.31		竜巻影響評価(コメント回答)
41回目	H27.4.2		監視測定設備
42回目	H27.4.7		フィルタベント系(運用方法等)
43回目	H27.4.9		竜巻影響評価(フジタモデルの適用)
44回目	H27.4.21		共用に関する設計上の考慮
45回目	H27.4.24	敷地の地質・地質構造	
46回目	H27.5.12		解析コード
47回目	H27.5.15	敷地周辺海域の活断層評価(コメント回答)	
48回目	H27.5.21		内部溢水(コメント回答)
49回目	H27.5.28		フィルタベント系(コメント回答)
50回目	H27.6.2		誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路(コメント回答)

 : 今回の報告対象

島根原子力発電所 1号機の廃止措置について

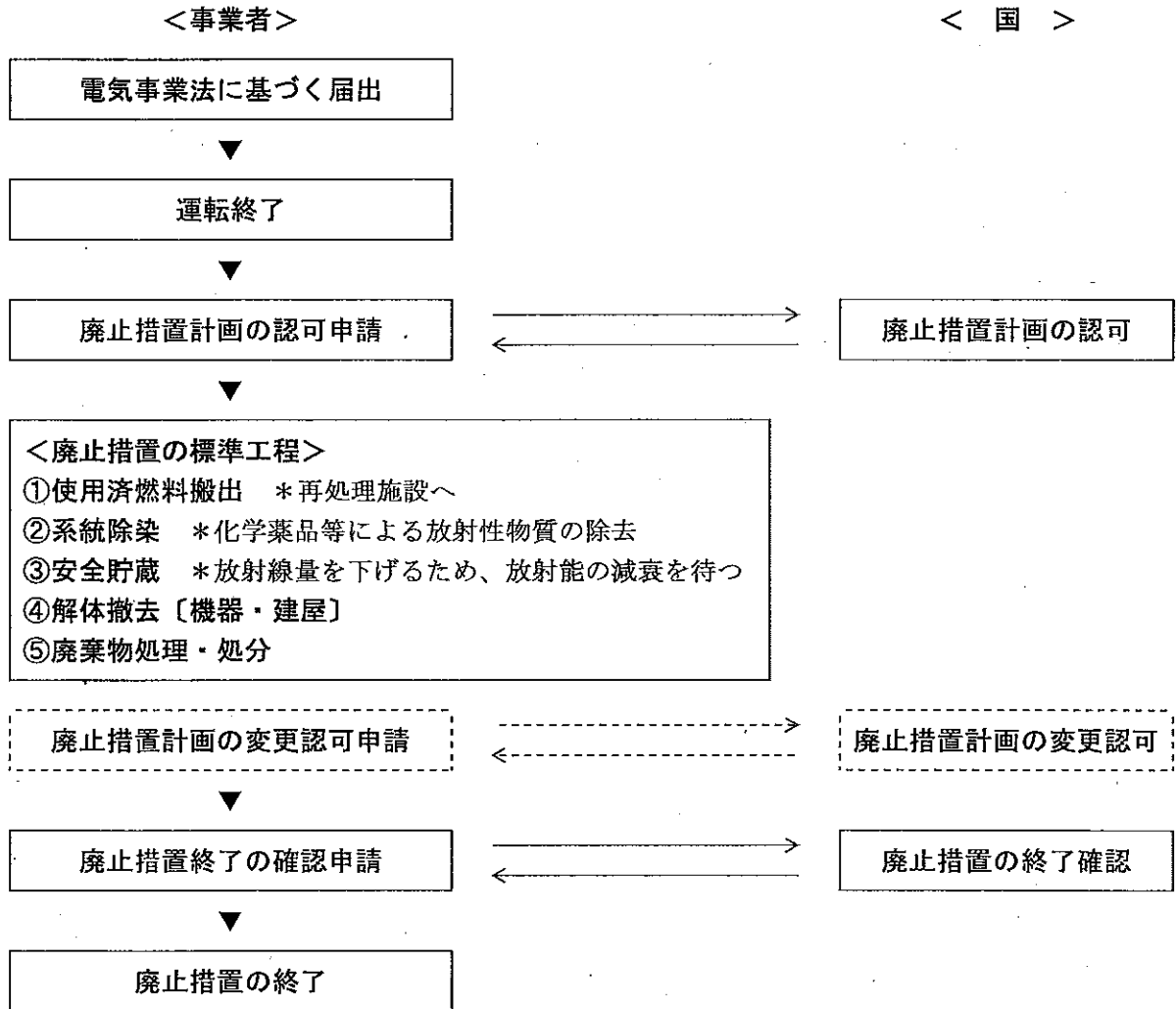
平成27年6月8日

原子力安全対策課

中国電力は、平成27年3月18日に島根原子力発電所1号機を4月30日をもって運転終了することを決定し、同日、関係自治体に説明するとともに、電気事業法に基づく届出を経済産業省に提出しました。

今後、中国電力は、原子炉等規制法に基づき「廃止措置計画」を定め、原子力規制委員会の認可を受ける必要があります。

1 一般的な廃止措置の概要と手続き



2 廃止措置計画の概要

(1) 主な記載内容

- ①解体の対象となる施設及びその解体方法
- ②核燃料物質の管理及び譲渡し
- ③核燃料物質による汚染の除去
- ④核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄
- ⑤廃止措置の工程

(2) 計画の変更

- ①当初計画：基本方針及び当面実施する措置の詳細
- ②変更計画：工程などの具体化や見直しされた措置の詳細

(3) その他

使用済燃料は国のエネルギー基本計画に基づき、再処理施設へ搬出する。

3 安全協定上の取扱い

廃炉については、県、米子市及び境港市と中国電力が締結している安全協定の「計画等の報告」に該当する内容であり、その方法や計画変更認可申請の取扱いも含め中国電力と調整を行う。

<安全協定（抜粋）>

（計画等の報告）

第6条 丁（中国電力）は、次の各号に掲げる事項について、甲（鳥取県）、乙（米子市）及び丙（境港市）に別に定めるところにより報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更
- (3) 原子炉の解体

2 甲（鳥取県）、乙（米子市）、丙（境港市）及び丁（中国電力）は、前項に定める報告について相互に意見を述べるができるものとする。

<鳥根原子力発電所1号機の廃止までの経緯及び国要望等>

- ・3月18日 中国電力が鳥根原子力発電所1号機の廃炉方針を決定、清水副社長が平井知事に説明
中国電力が電気事業法に基づき「電気工作物変更届出」（出力の変更）を経済産業大臣に提出
- ・3月19日 本県が中国電力、原子力規制庁、経済産業省に廃止決定に対する申入れ等を実施
- ・4月30日 営業運転終了（廃止）
- ・5月15日 本県が中国電力に安全確保について申入れを実施 ※5月20日常任委員会報告済
- ・5月21日 本県が内閣府、原子力規制庁、経済産業省に原子力災害対策に関する要望を実施（別紙1）
- ・6月4日 本県が原子力規制庁、経済産業省に安全確保に関する要望を実施（別紙2）

(写)

第 201500020048 号
平成 27 年 4 月 28 日

内閣府特命担当大臣 (原子力防災) 望月 義夫 様
経 済 産 業 大 臣 宮 沢 洋 一 様
原 子 力 規 制 庁 長 官 池 田 克 彦 様

鳥取県知事 平井 伸治

原子力災害対策に関する要望について (通知)

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、4月22日に原子力災害対策指針の改定が行われたが、実測値のみに基づく防護措置の実施、UPZ圏外の地域における防護措置のあり方等について、懸念の残る内容となりました。また、これまで要望してきた事項について、十分な対応が図られていない部分もあり、加えて、新たな課題も生じています。

については、下記の事項について、国において早急に対応されることを求めます。

記

- 1 避難対策に関し、SPEEDI等の活用が削除されたこと、UPZ圏外の地域に関し、これまで検討課題となっていたPPA (プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域) を設けないこと、同地域に必要な事前対策や防護対策について根拠を持って説明されたい。
- 2 原子力発電所の再稼働に関し、どのような判断基準でどこがどのような手順で認めるのか、リスクに関する責任は誰がどのように負うのか等、国や中国電力の責任体制を明確にすること。また、このために必要な法的枠組みを整備すること。その中で同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 3 UPZの区域を含む周辺自治体と事業者との安全協定について、事業者に対し、立地自治体と同等の内容とするために必要な見直しを、迅速に行うよう指導すること。

島根原子力発電所1号機の廃止措置等における安全確保について

《提案・要望の内容》

- 1 廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を最優先として行われるよう、引き続き厳正に安全確保を最優先に取り組むよう、厳正な検査等の規制及び中国電力への厳格な指導を行うこと。
- 2 廃止措置については、安全対策をはじめとし実効性を厳正に審査し、その結果をていねいに地元で説明すること。さらに、使用済み核燃料の取扱い及び廃止措置に伴って発生する廃棄物の処理・処分について具体的にするとともに、本県をはじめとする地元自治体に説明すること。
- 3 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県、米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応するように、中国電力を指導すること。
- 4 廃止措置段階の防災対策についても万全を期すこと。また、地元自治体に対して必要な技術的支援及び財政的措置を行うこと。

<参考> 島根原子力発電所の現状

島根原子力発電所の現状

区分	1号機	2号機	3号機	
営業運転開始	昭和49年3月 (定期検査中)	平成元年2月 (定期検査中)	平成24年3月(当初予定) (建設中)	
新規制基準申請	廃止 平成27年4月30日	適合性申請 平成25年12月25日	申請準備	
電気出力	46万KW	82万KW	137.3万KW	
原子炉形式	沸騰水型 (BWR)	沸騰水型 (BWR)	改良沸騰水型 (ABWR)	
燃料集合体数	400体	560体	872体	
制御棒本数	97本	137本	205本	
主な対策状況	防波壁	完了済(15m)		
	フィルタ付ベント	—	平成27年度中、完了予定	
	難燃性ケーブル	—	対応済	対応済
	免震重要棟	平成26年10月31日建設工事完了 (国による適合性確認審査や使用前検査後、「緊急時対策所」として使用予定。)		
第2制御室(特定重大事故等対処施設)	特定重大事故等対処施設の敷地造成準備中 (H26.12.3林地開発許可申請を島根県知事に提出)			

平成27年度第1回原子力安全顧問会議の開催結果について

平成27年6月8日
原子力安全対策課

平成26年度平常時モニタリング結果の評価、島根原子力発電所2号機の適合性審査状況及び同発電所1号機の廃止措置に向けた対応等について、専門的な立場から意見をいただくため、原子力安全顧問会議を開催しました。

- 1 開催日時 平成27年6月1日(月) 14:30~16:30
- 2 開催場所 県災害対策本部室(県庁第二庁舎3階)
- 3 出席者

(1) 原子力安全顧問

専門分野		所 属	職 名	氏 名	出欠
環境 モニタリング	放射線計測・防護	福山大学工学部	教授	ウラベ イサヲ 占部 逸正	○
	環境放射能	広島大学大学院工学研究院	教授	エンゾウ サトル 遠藤 純	
	放射能環境変動	京都大学原子炉実験所	准教授	フジカワ ヒロコ 藤川 陽子	○
放射線 影響評価	放射線治療・放射線物理	鳥取大学医学部附属病院	教授	ウツタ リエ 内田 伸恵	○
	線量評価(内部被ばく)	大分県立看護科学大学	教授	カイ アサヒ 甲斐 倫明	
	緊急被ばく医療	広島大学緊急被ばく医療推進センター	センター長	カニタ ケン 神谷 研二	
原子炉工学	原子力工学	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速炉研究開発部門	研究主席	アヤマ ヒロキ 青山 卓史	○
	原子力工学	大阪大学大学院工学研究科	教授	カサハタ イサヲ 片岡 勲	○
放射性廃棄物	核燃料サイクル		京都大学名誉教授	ヒロヤマ ヒロユキ 森山 裕丈	○
地震関係	地震活動・震源メカニズム		鳥取大学名誉教授	ニシヤマ ヒロフミ 西田 良平	
地下水対策	水工学	鳥取大学大学院工学研究科	教授	ヒメヅメ ケイ 梅谷 治	

- (2) オブザーバー(県(関係課)、米子市、境港市ほか)
- (3) 中国電力
- (4) 事務局(危機管理局長、原子力安全対策監、原子力安全対策課長ほか)

4 議題及び主な意見等

- (1) 平成26年度原子力施設周辺環境放射線等測定結果の評価について
島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターに係る測定結果について説明を行い、施設による影響が認められなかったことを報告し、了承された。
- (2) 県地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正について
原子力防災訓練等を通じた見直しや国の制度見直し等の反映等に係る県地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正概要について説明を行い、了承された。
- (3) 平成27年度の原子力防災に係る主要事業について
本年度の原子力防災訓練等の実施概要等について報告を行い、住民への情報伝達方法を工夫することなどについて意見があった。
- (4) 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について
新規制基準適合性審査の状況(重大事故対策の有効性評価、フィルタ付ベント設備、地下構造評価等)について、中国電力から説明を受けた。

<主な意見等>

- ・フィルタ付ベント設備の設計変更した点はあるのか。
→(中電)一部のベント弁を二重化するなどの変更により信頼性を高めた。

(5) 島根原子力発電所の地下水対策について

中国電力が自主対策として進めている地下水対策について、中国電力から説明を受けた。

<主な意見等>

- ・地下水位を下げることによる施設への影響はないのか。
→(中電)サブドレンは浮力対策で実施しており、特に慎重な判断を行っている。

(6) 島根原子力発電所1号機の営業運転終了について

4月30日に営業運転を終了した島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の検討が進められていること等について、中国電力から説明を受けた。

<主な意見等>

- ・2号機が運転する状況で1号機の廃炉の安全確保はどのようにするのか。
→(中電)1号機の廃炉が2号機側に悪影響を及ぼさないことも審査を受けている。基本的に分離可能で、しっかり管理しながら、廃炉と運転の仕分けをしていきたい。
- ・放射性廃棄物の処理はどうするのか。
→(中電)使用済燃料は国の方針に沿って再処理施設への搬出という方針で精査していく。解体廃棄物は放射性物質の濃度レベルによっては国の制度が定まっておらず、そこを見定めながら、長いレンジでの対応になると考えている。
- ・1号機の解体作業中のモニタリングへの影響、放射性物質の飛散はどう考えているのか。
→(中電)解体中の放射性物質の飛散はないと考えている。環境に影響を及ぼさない中で作業が大前提で、今後廃止措置計画の中で必要に応じて強化していきたい。

平成27年度第1回原子力防災連絡会議の開催結果について

平成27年6月8日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る防災体制の見直しについて、鳥取県等の2県6市が連携して協議する原子力防災連絡会議が以下のとおり開催され、今年度の原子力防災訓練を10月に2県6市で共同実施することや避難行動要支援者の実態調査を行うことを確認しました。

1 日時

平成27年5月22日（金）午後3時～午後4時30分

2 場所

島根県職員会館（松江市内中原町52）2階多目的ホール

3 内容等

(1) 平成27年度原子力防災訓練について

島根県等の2県6市の共同で実施し、原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図るとともに、鳥取県広域住民避難計画等の実効性の向上を図ることを目的に実施する。

実施訓練	初動対応訓練 (担当職員の動きを中心とした訓練)	避難措置訓練 (住民の動きを中心とした避難訓練)	船舶による避難訓練 (船舶避難について先行実施)
日程	10月23日（金）	10月25日（日）	8月25日（火）
場所	県庁、米子市役所、境港市役所 等	米子市内、境港市内、伯耆町内	境港、鳥取港
訓練項目	本部等運営訓練 オフサイトセンター訓練 等	住民避難訓練 緊急時モニタリング 原子力防災研修 等	境港から鳥取港へ船舶による避難訓練 (住民等100名程度の参加を予定)

【今年度の主な訓練項目】

- ・引き続きの多様な避難手段の検証
- ・新たに示された国マニュアルに基づく避難退域時検査の実施及び検証
- ・高齢者施設及び医療機関等の避難計画等の検証

(2) 避難行動要支援者の実態調査について

在宅等の避難行動要支援者の把握など、避難計画の実効性をより向上させるため、実態把握を目的として行う。

- ・PAZ（概ね5km圏：松江市）は全戸調査を実施。
- ・UPZ（概ね30km圏）は抽出によるアンケート調査を実施。

(参考) 原子力防災連絡会議の概要

1 目的

国では福島第一原子力発電所で発生した原子力災害への対応を踏まえ、原子力規制委員会を設置し、原子力災害対策指針（以下「指針」という。）が定められたところであるが、その後も様々な知見等を取り入れ、指針の修正や防災基本計画の修正が行われるなど防災対策について、引き続き見直しが行われている。

このため、今後も原子力防災に関する事項については、関係自治体間で連携、調整を行う必要があることから、原子力防災対策についての情報交換等を行うことを目的に設置された。これまでは、避難計画作成等について連携してきた。（平成23年5月24日設立）

2 構成員

UPZ 30km圏の自治体（2県6市）防災担当部長で構成

川崎市で発生した簡易宿泊所火災を受けた本県の対応について

平成27年6月8日
住まいまちづくり課、消防防災課

5月17日未明に川崎市の簡易宿泊所において発生した火災を受けて、県内で簡易宿泊所として旅館業法の許可を受けている施設について、建築部局、消防部局で連携し、5月末から防災査察・立入検査等を実施しているため、その概要を報告する。

1. 県等の防災査察の対象等

○県内の簡易宿泊所375施設のうち、次の①②に該当するものを対象として6月末を目処に実施している。

※平成24年の福山市ホテル火災時の一斉立入りで実態を把握済みのものを除く。

- ① 恒常的に宿泊客を受け入れている施設
対象外の例：農家民泊、民宿(10室未満)、ロジ等、小規模あるいは季節的利用のもの
- ② お泊まりデイサービス施設に該当する施設

《県内の簡易宿泊所の状況》

東部管内	中部管内	西部管内	合計
270施設	55施設	50施設	375施設

※東部が多いのはお泊まりデイ(59)、民宿(75)、農家民泊(50以上)が有るため
※川崎市のように、宿泊利用者の大半が生活保護を受けている高齢者であるようなケースは無い。(福祉保健課より)

《今回防災査察・立入検査等を実施する施設数》

県	東部	中部	西部	鳥取市	米子市	倉吉市	合計
45	11	16	18	58	4	19	126

〈参考 平成24年福山市のホテル火災時の一斉立入り調査〉

・300㎡以上または3階建て以上のホテル・旅館(簡易宿泊所含む)291施設のうち、定期調査報告未提出のもの、不備報告があるものなど175施設を対象に実施した。重大な違反となったものはなかった。 ※当時不備等のあったもの30施設⇒うち21施設指導継続中

2. 国の対応状況

○5月18日付けで消防庁、国土交通省から各都道府県宛に以下の通知が発出された。

- ・消防庁「簡易宿泊所に係る防火対策の更なる徹底について」
 - ① 夜間における応急体制の確保(夜間を想定した避難訓練、通報等の訓練実施)
 - ② 消防法令違反の是正の徹底(違反のある簡易宿泊所の重点的な改善指導)
 - ③ 火災予防対策の推進(放火防止対策、火気管理の徹底等)
- ・国土交通省「簡易宿泊所に係る違反对策の徹底について」
 - ① 消防部局、旅館業担当部局と連携し、違法物件有無の確認と是正措置の実施
 - ② 過去の防災査察等の指導状況を踏まえた防災査察の実施

【参考：川崎市の火災状況等（5月26日現在消防庁発表）】

(1) 覚知時刻 平成27年 5月17日 2時10分

(2) 建物被害 全焼2棟(火災原因調査中)

〈出火建物〉「吉田屋」昭和36年創業	〈類焼建物〉「よしの」昭和37年創業
構造階数：木造2階建て	構造階数：木造2階建て
建築面積：227㎡	建築面積：195㎡
延べ面積：545㎡	延べ面積：463㎡

(3) 死傷者等 死者10名 負傷者18名(重傷5名、中等症2名、軽傷11名)

(4) 法令適合状況

- ① 消防用設備等の設置状況及び防火管理の状況については違反無し
- ② 建築基準法違反の可能性が高い
 - ・当初、木造2階建てとして申請していたものを手続無しに耐火建築物(一般的に木造は不可)とすべき3階建てに改造し、構造が不適合であった。
 - ・2階、3階の廊下に火災時の延焼防止措置(防火シャッター等)のない吹き抜けが設けられ、火の回りやすい状況であった。